

保育者さくら保育園重要事項説明書

制定日： 2025 年 5 月 1 日

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 条 家庭的保育者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	株式会社 湯浅
事業者の所在地	埼玉県鴻巣市新井 296-3
事業者の連絡先	048-569-3706
代表者氏名	湯浅 義男

（２）施設の概要

種別	小規模保育園
名称	さくら保育園
所在地	埼玉県北本市栄 7 丁目 1-24 号棟 102（UR 団地内）
連絡先	（施設の電話番号）048-593-2101 （施設の F A X 番号）048-593-2101

（事業の目的）

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年条例第 36 号）に基づき、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第 3 条 当園は、一人ひとりの子どもの発育及び発達状態や健康状態に合わせて保育します。

2 当園は、ひとりひとりに寄り添ったきめ細かい保育を目指し、保護者の方や地域

と力を合わせ常にこどもにとって、最善の環境を作ります。

3 当園は、あたたかい雰囲気の中で、学びや遊びを通して自分でしようとする気持ちを尊重し愛情豊かに関わります。

（提供する保育の内容）

第4条 法人の定める事業目的・運営方針の実現に努めます。保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、本園が定める全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
（園長）	1 人	1 人	人	
（保育士）	13 人	4 人	9 人	
（事務職員）	1 人	人	1 人	
（栄養士）	人	人	人	外部委託
（調理員）	3 人	人	3 人	

（保育を行う日）

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、次のとおりとする。

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育	保育標準時間	夕：午後 6 時 00 分～ 午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分
		夕：午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
開所時間	月～土曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(利用者負担その他の費用等)

第 7 条 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する

2 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、北本市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いただきます。

3 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額・便宜に要する費用

当園では、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。

(保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
月額保育料	保育料	利用子どもが居住する市町村が定める利用料
延長保育料	利用 1 回 (10 分) につき	1 0 0 円
入園セット	帽子	1, 382 円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
おむつ代	持参した分が無くなった場合	1 枚 200 円

(利用定員)

第 8 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
3 号	3 人	8 人	8 人	19 人

但し、その年度の人数により合計定員の中でのお子様の年齢人数の変動することがある。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 9 条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。他は次のとおりとする。

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	・ 2 号・3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	保護者の方で著しく当園の保育の妨げになるような行為があったり、他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動がみられたりした場合には園にて話し合いを行い、相互理解を図ります。しかし、ご理解いただけない場合や、言動に改善が認められなかったりする際は、第三者委員を交えて話し合い、北本市への報告を行い、保護者の園内への立ち入りの禁止や転園勧告をさせていただく場合がございます。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	myCLINIC
医師名	遠井 敬大
所在地	北本市石戸 5-158-1
電話番号	048-590-2211
医療機関の名称	塚原歯科医院
医師名	安倍 理恵
所在地	鴻巣市松原 1 丁目 20-21
電話番号	048-542-1704

(非常災害対策)

第 11 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯
避難場所	北本市学習センター
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページでの情報提供、 災害伝言ダイヤル（171）

(虐待の防止のための措置)

第 12 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 13 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 14 条 当園は、その提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うもの

とする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

苦情解決受付

苦情受付担当者	管理者・園長 波多野 紀子
苦情解決責任者	株式会社湯浅 取締役 湯浅 久子

第三者委員

会 社 名	税理士法人 けやきパートナーズ
担 当 者	所長 兒玉 達紀
住 所	〒360-0045 埼玉県熊谷市宮前 1-147 島野ビル 2 階
電話番号	048-520-2780

会 社 名	大杉社会保険労務士事務所
担 当 者	大杉 知也
住 所	〒362-0063 埼玉県上尾市小泉 6 丁目 6-4
電話番号	048-781-2088

（事故発生時の対応方法について）

第 15 条 保育業務中に事故が発生した場合は、北本市役所及び保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当園は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社		
保険名	幼稚園・保育園賠償責任保険		
保障の概要	施設所有管理者	身体	30,000（千円）/名 300,000（千円）/1 事故
		財物	1,000（千円）/1 事故
	生産物	身体	30,000（千円）/名 300,000（千円）/1 事故

(連携施設)

第 16 条 保育事業等の連携施設に関する協定について

1. 連携施設

施設名	学校法人加藤学園 北本東スマイルこども園
施設所在地	埼玉県北本市二ツ家 3-28
施設類型	認定こども園

2. 連携内容

卒園後の受け皿としての連携